

○昭和六十三年郵政省告示第八百七十四号（ATCRBSの無線局の無線設備の技術的條件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正前	現行
<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の六第二号イ（7）及び第三号の規定に基づき、ATCRBSの無線局の無線設備の技術的條件を次のように定め、昭和六十四年一月一日から施行する。</p> <p>なお、昭和五十一年郵政省告示第二百三十二号（ATCRBSの無線局の無線設備の技術的條件を定める件）は、廃止する。</p> <p>一 SSRは次の技術的條件に適合するものであること。</p> <p>1～6（略）</p> <p>二 ATCトランスポンダは、その航空機の航行中における通常の状態において、次のいずれかの技術的條件に適合するものであること。</p> <p>1・2（略）</p> <p><u>3） 国際民間航空条約第十附属書第八十五改訂の條件を満足する無線設備にあつては、モードA及びモードCの質問信号P1の2.0 ± 0.15マイクロ秒以前にS1パルスが検出されたときは以下の條件を満足すること。</u></p> <p><u>(1) 信号検出しきい値を上回るパルスS1及びパルスP1の場合、ATCトランスポンダの応答動作が抑圧されること。</u></p> <p><u>(2) 信号検出しきい値と同等のパルスP1及び信号検出しきい値と同等のパルスS1の場合、モードA及びモードCの質問に対する応答が十パーセントを超えないよう、ATCトランスポンダの応答動作が抑圧されること。</u></p>	<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の六第二号イ（7）及び第三号の規定に基づき、ATCRBSの無線局の無線設備の技術的條件を次のように定め、昭和六十四年一月一日から施行する。</p> <p>なお、昭和五十一年郵政省告示第二百三十二号（ATCRBSの無線局の無線設備の技術的條件を定める件）は、廃止する。</p> <p>一 SSRは次の技術的條件に適合するものであること。</p> <p>1～6（略）</p> <p>二 ATCトランスポンダは、その航空機の航行中における通常の状態において、次のいずれかの技術的條件に適合するものであること。</p> <p>1・2（略）</p>

(3) 信号検出しきい値と同等のペルス P1 及び信号検出しきい値から三
 角レベル低下した値のペルス S1 の場合、ATCトランスポンダはモ
 ード A 及びモード C の質問に対して少なくとも七十パーセント以上
 応答すること。

(4) 信号検出しきい値と同等のペルス P1 及び信号検出しきい値から六
 角レベル低下した値のペルス S1 の場合、ATCトランスポンダはモ
 ード A 及びモード C の質問に対して少なくとも九十パーセント以上
 応答すること。

注1 抑圧動作は、ペルス S1 及びペルス P1 の検出によるものであり、
 ペルス P2 又はペルス P3 の検出は必要としない。

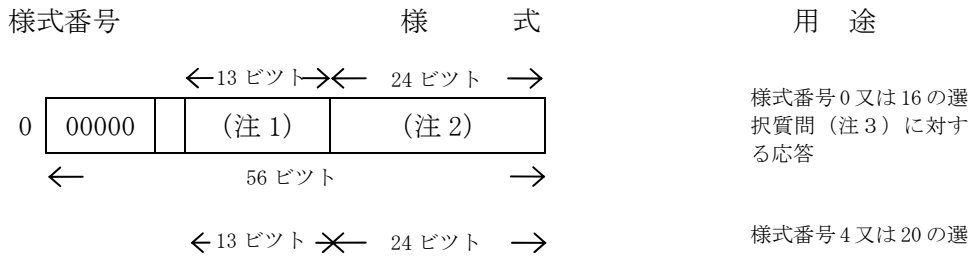
注2 ペルス S1 の振幅はペルス P1 の振幅よりも小さいものであるこ
 と。

注3 この条件は、ペルス S1 がインターモード質問の前に配置される
 場合、モード A 及びモード C のみに対応するトランスポンダに於
 しても適用する。

別図第一号 SSRの質問信号のデータブロックの様式

(略)

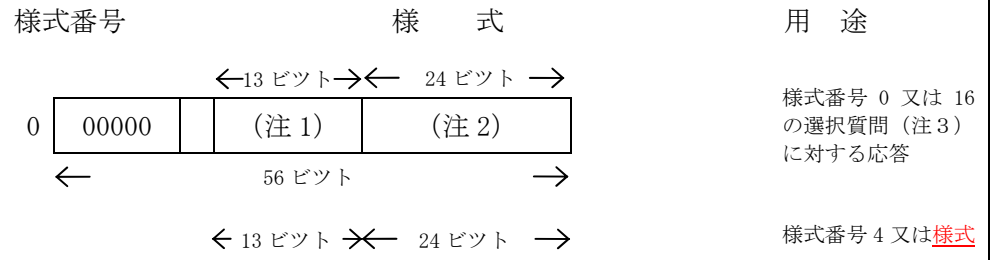
別図第二号 モードSの質問信号に対して応答できるATCトランスポンダ
 の応答信号のデータブロックの様式

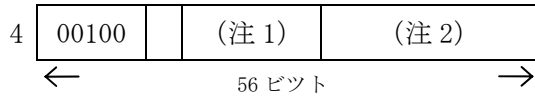


別図第一号 SSRの質問信号のデータブロックの様式

(略)

別図第二号 モードSの質問信号に対して応答できるATCトランスポンダ
 の応答信号のデータブロックの様式

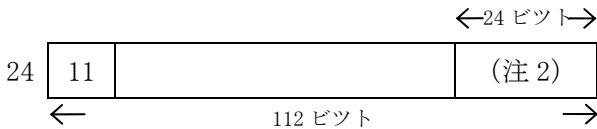
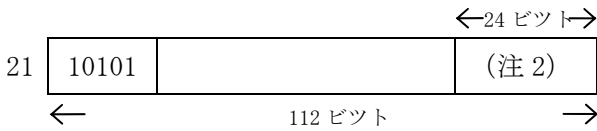
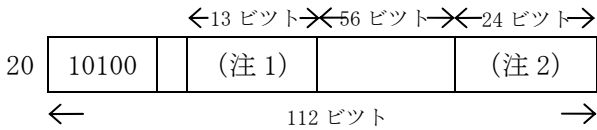
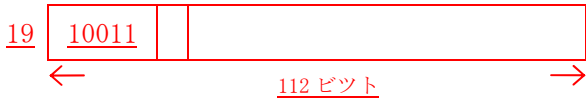
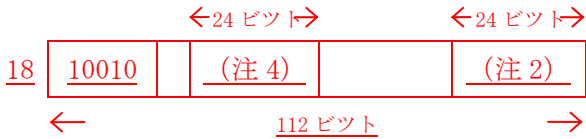




← 24 ビット →



11・16・17 (略)



注1~4 (略)

択質問に対する応答

様式番号5又は21の選
択質問に対する応答

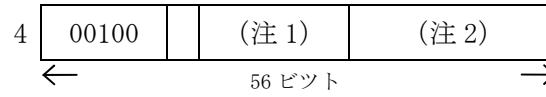
拡張スキツタ
ノントランスポンダ

拡張スキツタ
軍用

様式番号4又は20の選
択質問に対する応答

様式番号5又は21の選
択質問に対する応答

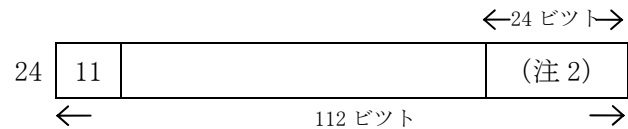
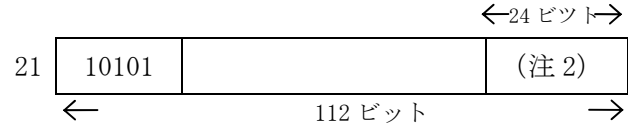
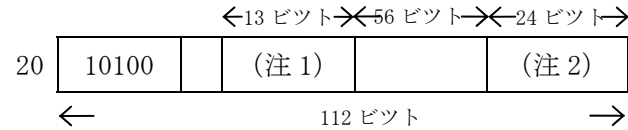
様式番号24の選
択質問に対する応答



← 24 ビット →



11・16・17 (略)



注1~4 (略)

番号20の選
択質問
に対する
応答

様式番号5又は様式
番号21の選
択質問
に対する
応答

様式番号4又は様式
番号20の選
択質問
に対する
応答

様式番号5又は様式
番号21の選
択質問
に対する
応答

様式番号24の選
択
質問
に対する
応答

別表 応答能力の種類

種類	応答能力
レベル1	(略)
レベル2	(略)
レベル3	1 (略) 2 モードSの質問信号に対して、別図第二号に掲げる様式番号24の様式を用いた応答信号により応答可能であること。ただし、拡張メツセージ <u>(注1)</u> による応答は行わないこと。
レベル4	1 (略) 2 拡張メツセージ <u>(注1)</u> による応答が可能であること。
レベル5	(略)

注1 拡張メツセージとは、様式番号24のデータブロックを2以上連続したものをいう。

注2 SI能力を有するATCトランスポンダの応答能力には、接尾辞として「s」を付すこと。

別表 応答能力の種類

種類	応答能力
レベル1	(略)
レベル2	(略)
レベル3	1 (略) 2 モードSの質問信号に対して、別図第二号に掲げる様式番号24の様式を用いた応答信号により応答可能であること。ただし、拡張メツセージ <u>(注)</u> による応答は行わないこと。
レベル4	1 (略) 2 拡張メツセージ <u>(注)</u> による応答が可能であること。
レベル5	(略)

注 拡張メツセージとは、様式番号24のデータブロックを2以上連続したものをいう。